



SNS・マッチングアプリ で出会った気になるあの人。 本当の目的は…？



SNSやマッチングアプリで知り合った相手から投資や副業を勧められ、消費者金融で借金をしてまで高額な契約をさせられたという相談が多く寄せられています。あなたが好意を抱いている相手は、あなたを騙す目的で近づいてきているかもしれません。手口を知り被害にあわないよう気を付けましょう。

⚠ 誘いの手口 ⚠



被害にあわないためのポイント

- ・ SNSやマッチングアプリ等で知り合った相手からお金の話をされたら要注意！
- ・ 借金をしてまで契約すべきものか、よく考えましょう！
- ・ 被害救済は非常に困難です。1人で悩まず、まずは消費生活センターに相談を！

【相談日】 毎週月～金曜日（祝日、12月29日～1月3日除く） 午前10時～正午、午後1時～4時

【場所】 消費生活センター（市役所別館4階 48番窓口）

【電話】 048-463-1111（内線2256）

契約に関するトラブル（商品の定期購入、賃貸借物件の退去トラブルなど）、
靈感商法、多重債務などの相談を受け付けています。

